

大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の緑化の推進及び緑の保全（以下「緑化の推進等」という。）に関して必要な事項を定めることにより、町民及び事業者（町内に工場若しくは事業所を設置し、又は事業活動を行う者をいう。）（以下これらを「町民等」という。）と行政が一体となり、まちぐるみで緑化を推進し、住みよいまちづくりに資することを目的とする。

(町長の責務)

第2条 町長は、前条の目的を達成するため、緑化の推進等に関する必要な施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

(町民等の責務)

第3条 町民等は、自ら使用する敷地内の緑化の推進等に努めるとともに、第1条の目的を達成するために町長が実施する施策に協力しなければならない。

(緑化の推進に関する指導、助言及び助成)

第4条 町長は、町内に住宅用地を所有し、又は管理する者に対して、これらの者が行う緑化の推進について指導及び助言を行うとともに、緑化の推進について必要な経費を予算の範囲内において助成することができる。

(保存樹木等の指定)

第5条 町長は、良好な緑の環境を確保し、かつ、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹林（以下「樹木等」という。）を保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめその旨を当該樹木等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知し、その承諾を得なければならない。

3 樹木等の所有者等は、町長に対して当該樹木等を保存樹木等として指定すべき旨を申し出ることができる。

4 第1項の規定は、次に掲げる樹木等については、適用しない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による指定、同法第110条第1項の規定による仮指定若しくは同法第132条第1項の規定による登録又は同法第182条第2項の規定に基づく条例の規定による指定を受けた樹木等
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は同法第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹木等
- (3) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）

第2条第1項の規定により指定された樹木等

(4) 景観法（平成16年法律第110号）第28条第1項の規定により指定された樹木

(5) 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する樹木等

（標識の設置）

第6条 町長は、前条第1項の規定による保存樹木等の指定をしたときは、これを表示する標識を設置しなければならない。

（保存樹木等の指定期間）

第7条 保存樹木等の指定期間は、5年とする。

2 町長は、必要に応じ、指定期間の更新を行うことができる。

（緑の保全に関する指導、助言及び助成）

第8条 町長は、町民等に対して緑の保全に関する指導及び助言を行うとともに、保存樹木等の保全について必要な経費を予算の範囲内において助成することができる。

（保全義務及び禁止行為）

第9条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等について滅失、枯死等の防止その他の保全に努めなければならない。

2 何人も、保存樹木等を大切に保護するとともに、次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、滅失、枯死等の防止その他の保全のために緊急を要する場合又は町長の許可を得た場合は、この限りでない。

(1) 保存樹木等を伐採すること。

(2) 保存樹木等の枝を切り落とすこと。

(3) 保存樹木等の皮を剥ぐこと。

(4) 保存樹木等の根を断つこと。

(5) その他保存樹木等の保全に支障となる行為をすること。

（届出の義務）

第10条 保存樹木等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 保存樹木等を譲渡しようとするとき。

(2) 保存樹木等を移植しようとするとき。

(3) 保存樹木等の全部又は一部が滅失し、又は枯死したとき。

(4) 保存樹木等の所有者等に変更があったとき（第1号に該当する場合を除く。）。

（指定の解除）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保存樹木等の指定を解除することができる。

(1) 保存樹木等が滅失し、又は枯死したとき。

(2) 保存樹木等が第5条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 所有者等から指定解除の申請があった場合で、町長が真にやむを得ないと認めると

き。

(4) その他公益上の理由により、町長が真にやむを得ないと認めるとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

平成25年12月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄